

事務連絡
令和8年3月31日

各位

東京都福祉局障害者施策推進部
施設サービス支援課障害者支援施設担当

令和8年度「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」事業者への
指定協議説明会の開催について（通知）

平素より、東京都の障害福祉施策の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
都では、「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」事業所（以下「事業所」とい
う。）の開設を検討している事業所を対象として、事業の理解を深めていただくため、下記の
とおり「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」事業者指定協議説明会（以下「説
明会」という。）を開催しています。

新たに事業所の開所を考えている法人は必ず出席いただきますようお願い申し上げます。
指定協議に際して、説明会への出席が指定協議開始の条件となりますことを申し添えます。
なお、説明会はオンデマンド動画配信によるオンラインにより実施します。

記

- 1 説明会名
令和8年度「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」事業者指定協議説明会
- 2 目的
事業所の開設を検討している事業所の管理者等に、事業の理解を深めていただくため。
- 3 対象者
新たに事業所の開設を検討している法人の指定協議担当者並びに事業所の管理者（予定
者含む）。なお、管理者は、指定月までに説明会に出席することが必須となります。説明会
に出席した管理者が変更になる場合は、問合せ先までご連絡ください。
- 4 開催方法
オンラインにて開催します。下記動画 URL より御参加ください。
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLNaQqEB0viziX0r5qSdxDuDkQkGvQ1aKo>
【所要時間：2本合計45分程度】
※令和8年度より動画 URL を常時掲載としております。
※配信動画は「5 資料」の『指定申請の手引き』に記載されていることの事前理解を
前提とした説明内容になります。御視聴の際には、予め『指定申請の手引き』を御精
読のうえ、視聴してください。
- 5 資料
「東京都障害者サービス情報」に掲載します。
(指定申請の手引き)
<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=002-014>
(生活介護に関する各種様式)
<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=002-008>
(自立訓練に関する各種様式)
<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=002-009>

6 申込方法及び出席確認

参加申込みは不要です。動画掲載 URL から御参加ください。

なお、視聴後は理解度確認テスト、事業計画書（案）及びその他添付資料一式を下記フォームにてご提出ください。理解度確認テストの提出をもって出席確認とさせていただきます。提出がない場合は、参加とみなされませんので御注意ください。

（申請フォーム）

<https://logoform.jp/form/tmgform/1493294>

7 年間スケジュール及び最短指定日

別紙のとおり

8 その他

- (1) 令和7年度から同一法人の複数事業所同時開設が可能となっています。
- (2) 申請予定の事業所ごとに申し込みください。
- (3) 中核市である八王子市については、事業者指定の権限が八王子市となっていますので、八王子市にお問い合わせください。
- (4) 指定の協議については、管理者の説明会参加が必須となるほか、説明会における有効期限を参加月後1年間とし、それまでに事業計画等の提出がない場合は、再度説明会へ御出席いただきます。なお、「事業計画」の提出後、審査が止まっている場合も同様に、最終来庁日から起算して1年間を経過した場合は、「事業計画」は無効となりますので、御注意願います。
- (5) 令和5年度から、障害福祉サービス事業者の指定申請受付等に係る事業を公益財団法人東京都福祉保健財団に委託して実施しています。

<問合せ先>

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部障害福祉事業者指定室（施設担当）

連絡先：03-6302-0313

＜年間スケジュール及び指定時期目安＞

	アンケート及び事業計画書等一式 提出期間	来所相談日程の 調整開始日	最短指定日
第1回	令和8年4月1日 ～令和8年4月30日	令和8年5月8日	令和8年8月1日
第2回	令和8年5月1日 ～令和8年5月31日	令和8年6月3日	令和8年9月1日
第3回	令和8年6月1日 ～令和8年6月30日	令和8年7月3日	令和8年10月1日
第4回	令和8年7月1日 ～令和8年7月31日	令和8年8月5日	令和8年11月1日
第5回	令和8年8月1日 ～令和8年8月31日	令和8年9月3日	令和8年12月1日
第6回	令和8年9月1日 ～令和8年9月30日	令和8年10月5日	令和9年1月1日
第7回	令和8年10月1日 ～令和8年10月31日	令和8年11月5日	令和9年2月1日
第8回	令和8年11月1日 ～令和8年11月30日	令和8年12月3日	令和9年3月1日
第9回	令和8年12月1日 ～令和8年12月31日	令和9年1月6日	令和9年4月1日
第10回	令和9年1月1日 ～令和9年1月31日	令和9年2月3日	令和9年5月1日
第11回	令和9年2月1日 ～令和9年2月28日	令和9年3月3日	令和9年6月1日
第12回	令和9年3月1日 ～令和9年3月31日	令和9年4月5日	令和9年7月1日

※動画掲載 URL は常時掲載

※初回の事業計画書（案）は遅くとも指定希望月の4か月前末日までに提出する必要があります。